

個人情報情報適正管理規程

個人情報適正管理規程

1. 個人情報の取扱者を、職業紹介責任者 **積恵子** とする。
2. 取扱者は、少なくとも2年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
4. 個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者、**積恵子** とする。

平成30年10月 日

事業所名 長崎県佐世保市横尾町1818番地
株式会社 アステイ
責任者 代表取締役 積恵子



手数料表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

- 1 受付手数料
求人又は求職（**西配せん人**）の申し込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。
求人の受付 1件につき **690** 円（消費税相当分を含む。）を求人者から
求職の受付 1件につき **600** 円（消費税相当分を含む。）を求職者から
ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。
- 2 上限制紹介手数料
就職が決定した場合には、求人者から、次の(1)又は(2)のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。
ただし、同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、6箇月を超えた雇用については申し受けません。
(1) 支払われた賃金の**10.8** %（消費税相当分を含む。）に相当する額（(2)に該当する場合は(2)に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。）
(2) 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれか大きい額
① 当該6箇月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額の**10.8** %（消費税相当分を含む。）に相当する額
② 当該6箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の**14.5** %（消費税相当分を含む。）に相当する額

（注）「消費税相当分を含む」は、課税事業者について適用するものである。したがって免税事業者については、該当文言を記載する必要はないものである。

※返戻金制度を設けていない

平成30年10月 日

事業所名 長崎県佐世保市横尾町1818番地
株式会社 アステイ
責任者 代表取締役 積恵子

